

○ 二本松市建設工事等発注基準

(平成18年7月24日決裁)

(平成19年3月29日決裁)

(平成19年8月21日決裁)

(平成20年3月31日決裁)

(平成21年2月25日決裁)

(平成22年2月18日決裁)

(平成25年7月29日決裁)

(令和5年10月26日決裁)

二本松市（以下「市」という。）の建設工事並びに建設工事に関する測量、設計及び調査等業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る発注は、関係規則、要綱等によるもののほか、この基準によるものとする。

第1 発注方法

建設工事等の発注方法は、原則として次に掲げる表によるものとする。ただし、技術的に難度の高い建設工事等、競争性に乏しい建設工事等、多様な入札方法を考慮しなければならない建設工事等又は特殊な建設工事等その性質により、次に掲げる表による発注が困難な場合は、別途発注方法を検討する。

発注方法	基準
制限付一般競争入札	指名競争入札を行う必要があると認められる場合、又は随意契約に該当する場合を除き、建設工事等の契約を締結する場合
指名競争入札	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の規定により指名競争入札に付すると決定した場合
随意契約	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に該当する場合

第2 発注基準

1 制限付一般競争入札

制限付一般競争入札とは、当該入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定め公告をし、当該資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する契約方法をいう。

(1) 建設工事

① 入札参加資格要件

建設工事の入札に参加できるのは、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札参加資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

ア 市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 入札参加の対象者は、特別な場合を除き、市内業者、準市内業者（注1）とする。また、準市内業者については、当分の間、建設工事に係る工種においては、過去に本市（合併前の二本松市、安達町、岩代町、東和町を含む。）が発注した工事を元請として受注した実績を有する者に限る。ただし、二本松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年告示第19号）に規定する特定建設工事共同企業体への工事の発注において公告で定める場合は、この限りでない。

ウ 対象となる工種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。

エ 二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領（平成19年5月28日市長決裁）の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

オ 市税を完納していること。

カ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事については、二本松市制限付一般競争入札実施要綱（平成17年告示第16号）第3条第1項第5号別表第1定める要件を満たしていること。なお、別表に掲載のない工種の工事については発注の都度、同要綱第3条第2項の規定に基づき要件を定める。

キ 前各号に掲げるもののほか、工事の発注ごとに定める要件を満たしていること。

② 手持ち件数

市発注の建設工事における手持ち件数（注2）は、各工種において、それぞれ3件までとする。ただし、災害復旧工事として発注したものについては手持ち件数に含めないものとする。

ア 特定建設工事共同企業体による工事については、各構成員すべてに対して、当該工事を手持ち件数として加えるものとする。

イ 当該年度以前の繰越工事についても、手持ち件数に加えるものとする。

ウ 請負者の責めによる事由以外（発注者・地元関係者・第三者等）により工事が一時中止となったときは、当該工事を手持ち件数から除くものとし、工事が再開されたときから当該件数に加えるものとする。これにより、手持ち件数が3件を超える場合が生じても差し支えないものとする。

エ 建設工事の品質の確保又は入札の競争性を確保する必要があるときは、手持ち件数が3件を超える場合が生じても差し支えないものとする。

(2) 建設工事に関する測量、設計及び調査等業務委託

① 入札参加資格要件

建設工事に関する測量、設計及び調査等業務委託の入札に参加できるのは、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札参加資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

ア 市の入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 入札参加の対象者は、特別な場合を除き、次の制限を加えるものとし、その入札参加資格要件を満たしていること。

(7) 所在地区分制限

(4) 実績制限

ウ 当該業務の業務種別により業務を履行するための許可等が必要と認められるものについては、当該許可等を受けている者であること。

エ 二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

カ 市税を完納していること。

キ 二本松市制限付一般競争入札実施要綱第3条第1項第5号別表第2定める要件を満たしていること。なお、必要に応じて別表第2に定める事項のほか第3条第2項の規定に基づき発注の都度、要件を定める。

ク 前各号に掲げるもののほか、業務委託の発注ごとに定める要件を満たしていること。

② 手持ち件数

市発注の建設工事に関する測量、設計及び調査等業務委託における手持ち件数(注2)は、各工種において、それぞれ5件までとする。ただし、災害復旧事業として発注したものについては手持ち件数に含めないものとする。

ア 当該年度以前の繰越業務委託についても、手持ち件数に加えるものとする。

イ 受託者の責めによる事由以外(発注者・地元関係者・第三者等)により業務委託が一時中止となったときは、当該業務委託を手持ち件数から除くものとし、業務委託が再開されたときから当該件数に加えるものとする。これにより、手持ち件数が5件を超える場合が生じても差し支えないものとする。

ウ 業務委託の品質の確保又は入札の競争性を確保する必要があるときは、手持ち件数が5件を超える場合が生じても差し支えないものとする。

2 指名競争入札

指名競争入札とは、資力信用その他についても優秀にして確実である者を厳正かつ公平に選定し、特定多数の競争参加者で行う入札の方法によって競争させ、最も有利な条

件を提示した者との間に契約を締結する契約方法をいう。

(1) 業者の選定要件

指名競争入札に参加するものを選考し、又は決定する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 対象となる建設工事等の内容により工種ごとに許認可が必要なものについては、当該許認可を受けていること。
- ③ 二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- ④ 市税を完納していること。
- ⑤ 業者を選定する場合、次の事項を考慮することとする。
 - ・ 入札参加資格者名簿登録後における不誠実行為の有無
 - ・ 入札参加資格者名簿登録後における経営状況
 - ・ 入札参加資格者名簿登録後における建設工事等履行成績
 - ・ 当該建設工事等における地域的条件
 - ・ 手持ち建設工事等の状況
 - ・ 当該建設工事等履行についての技術的適性
 - ・ 入札参加資格者名簿登録後における安全管理の状況
 - ・ 入札参加資格者名簿登録後における労働福祉の状況

(2) 業者の選定数

業者の選定数は、次に掲げる表によるものとし、特別の理由がある場合は、選定業者数を増減することができる。

工事等の予定価格	選定業者数
1 3 0 万円未満	5
1 3 0 万円以上 3 0 0 万円未満	6
3 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	7
5 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	8
1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	9
2, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	1 0
3, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	1 1
5, 0 0 0 万円以上	1 2

3 随意契約

随意契約とは、優秀にして確実である者を厳正に選定し、最も有利な条件を提示した

者との間に契約を締結する契約をいう。

(1) 随意契約の範囲

随意契約は、次に掲げるいずれかに該当する場合に行うことができる。

① 予定価格が財務規則で定める額を超えないとき。

ア 建設工事の請負 130万円

イ 建設工事に関する測量、設計及び調査等業務委託 50万円

② 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

③ 競争入札に付することが不利と認められるとき。

④ 時価に比して著しく有利な価格で契約が締結することができる見込みのあるとき。

⑤ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

⑥ 落札者が契約を締結しないとき。

(2) 見積書の徴収

随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を示し、予定価格50万円未満の場合を除くほか、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

① 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。

② 災害の発生等により緊急を要するとき。

③ 前2号に定めるもののほか2人以上から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

(3) 業者の選定要件

指名競争入札に準ずる。

第3 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

※ 用語の意味

(注1) 市内業者、準市内業者

市内業者 市内に本社若しくは本店を有する者

準市内業者 市外に本社若しくは本店のある市内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者

(注2) 手持ち件数

市が行った入札の落札及び市との間に締結した契約（落札後に落札者が契約辞退

を申し出た落札又は落札を取り消した落札及び落札金額又は当初請負金額が100万円未満の建設工事の落札又は契約及び特定の業者1者を指定して落札又は締結した契約を除く。)について、同一工種(業種)で未完了のもの(財務規則第126条の検査を完了していないものをいう。)の合計件数

附 則

この基準は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2の1の(1)の②及び(2)の②の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第2の1の(1)の②及び(2)の②の規定は、平成22年3月1日以後に公告する建設工事等から適用し、同日前に公告した建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成25年7月30日から施行する。
- 2 改正後の二本松市建設工事等発注基準の規定は、平成25年8月1日以後に公告する建設工事等に係る入札から適用し、同日前に公告した建設工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 改正後の二本松市建設工事等発注基準の規定は、令和5年12月1日以後に公告する建設工事等に係る入札から適用し、同日前に公告した建設工事等に係る入札については、なお従前の例による。